

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	日南市では、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び日南市地域生活支援事業実施規則に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業等に関する事務を行っている。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①自立支援給付の支給及び対象者の管理に関する事務 ②自立支援医療費の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ③地域生活支援事業の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ④補装具費の支給決定及び対象者の管理に関する事務
③システムの名称	①総合福祉WEL+ ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付、地域生活支援事業関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表の(児童福祉法関連)8、9、(身障手帳関連)21、(療育手帳関連)51、(障害者総合支援法関連)117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(児童福祉法関連)14、15、16、(身障手帳関連)37、(療育手帳関連)75、(障害者総合支援法関連)144、145、146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1130
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

日南市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス制限の所持者には、事務取扱担当者の研修において、離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I－5－①部署	福祉課	健康福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	I－5－②所属長の役職名	課長 前田 芳成	福祉課長	事後	
平成30年4月1日	I－7請求先	総務課 総務係	総合政策部総務・危機管理課	事後	
平成30年4月1日	I－8連絡先	福祉課 障がい福祉係	健康福祉部福祉課障がい福祉係	事後	
令和1年6月25日	II－1対象人数	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II－2取扱者数	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和2年12月28日	II－1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	II－2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月30日	I－4－②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	[別表第二における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和3年9月30日	II－1対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	II－2取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	II 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I . 3及び4 法令上の根拠			事後	
令和7年3月21日	II 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	500人未満、令和7年2月1日時点	500人以上、令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更